

様式第1号（第4条関係）

年　月　日

水戸市上下水道事業管理者 様

申請者 住 所

氏 名

印

電 話

私道下水道設置申請書

水戸市私道における下水道設置取扱要項第4条の規定により、下記私道内への下水道の設置を申請します。

なお、下水道の設置後は、申請者全員が遅滞なく排水設備を設置します。

記

私道の位置

水戸市

添付書類

- (1) 私道下水道設置申請者名簿（様式第2号）
- (2) 私道の位置図及び平面図（下水道の設置を申請する者の住宅、事業所等の位置が分かるもの）
- (3) 私道に係る土地の所有者の私道下水道設置承諾書（様式第3号）及び印鑑登録証明書
- (4) 私道に係る土地の全部事項証明書
- (5) 私道に係る土地の公図の写し及び地積測量図
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

様式第2号（第4条関係）

私道下水道設置申請者名簿

番号	住所	氏名	印	図面対象番号	摘要
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					

平面図及び申請者区画図

様式第3号（第4条関係）

年　月　日

水戸市上下水道事業管理者 様

住 所

氏 名

電 話

実印

私道下水道設置承諾書

私が所有する下記の土地に下水道を設置すること及びその設置に当たり付される下記の条件を承諾します。

記

1 土地

2 条件

- (1) 市が、下水道の設置及び維持管理のために上記の土地を無償で使用することを承諾すること。
- (2) 上記の土地の上に工作物を設置しないこと。
- (3) 私道下水道設置申請者名簿に記載がある者に対し、下水道の使用を認めること。
- (4) 下水道の設置後、上記の土地に面する土地に存する建築物の所有者となった者が当該下水道の使用を希望する場合は、使用を認めること。
- (5) 上記の土地の所有権を他人に譲渡する場合は、事前に市に届け出ること。また、その譲受人にこの承諾内容を継承させること。
- (6) 下水道の廃止又は設置替えをする場合は、市の承認を得て施工し、その費用を負担すること。

念書

令和 年 月 日

水戸市上下水道事業管理者 荒井 宰 様

公共下水道事業の整備に伴う別紙私道内に、公共下水道枝線の設置について後日、問題・トラブル等が生じた場合は、_____が代表して、誠意をもって解決に当たり、水戸市に迷惑を一切かけないことを確約し、ここに念書を差し入れるものです。
以上

相続人関係者

住 所	氏 名	認 印
代表者		

- ※ 土地の全部事項証明書(登記簿謄本)に記載してある土地所有者が死亡し、相続登記が完了していない場合に添付すること。
- ※ 被相続人及び相続人(全員)を確認できる戸籍謄本を添付すること。

様式第4号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

水戸市上下水道事業管理者 印

私道下水道設置決定通知書

年 月 日付けで申請のあった私道内への下水道の設置については、下記の内容及び条件により設置を決定したので、水戸市私道における下水道設置取扱要項第5条の規定により通知します。

記

1 下水道の設置の内容

- (1) 設置場所 水戸市
(2) 下水道の設置工事の開始予定期限 令和 年度

2 下水道の設置に係る条件

- (1) 当該下水道の設置後、排水設備を設置する場合は、水戸市下水道条例第6条第1項の規定による管理者の確認を受けて実施すること。
(2) 下水道は市の所有物とし、市が維持管理を行うこと。

様式第5号（第6条関係）

年　月　日

水戸市上下水道事業管理者　様

申請者　住　所

氏　名

印

電　話

私道下水道廃止等工事施工承認申請書

私道内の下水道に関する廃止等の工事を行いたいので、水戸市私道における下水道設置取扱要項第6条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 場　所　　水戸市

2 目　的　　廃止・設置替え・その他（　　）

3 工事後流入量　　　　　　　　　m³/sec

4 工　期　　年　月　日から　　年　月　日まで　　日間

5 工事内容

工事前 管渠 φ　　mm, L =　　m

人孔　号　基

ます　　基 (φ　　mm)

工事後 管渠 φ　　mm, L =　　m

人孔　号　基

ます　　基 (φ　　mm)

※ 私道の位置図、私道に係る土地の全部事項証明書、公図の写し及び地籍測量図並びに下水道の平面図、断面図、縦断図、構造図及び流入計算書を2部添付すること。

様式第6号（第6条関係）

第
年
月
日
号

様

水戸市上下水道事業管理者

印

私道下水道廃止等工事施工承認（不承認）通知書

年　　月　　日付けで申請のあった私道内の下水道に関する廃止等の工事については、下記のとおり決定したので、水戸市私道における下水道設置取扱要項第6条第3項の規定により通知します。

記

1 決定内容 承認・不承認

2 場所 水戸市

3 目的 廃止・設置替え・その他（ ）

4 工事内容

工事前 管渠 ϕ mm, L = m

人孔 号 基

ます 基 (ϕ mm)

工事後 管渠 ϕ mm, L = m

人孔 号 基

ます 基 (ϕ mm)

5 不承認の理由